

税の申告

正しく、忘れずに

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時
※土・日・祝除く

■ 所得税の確定申告	● 敦賀税務署
■ 市・県民税、国民健康保険税の申告	● 敦賀市役所1階オープンスペース
■ 農業所得の申告 会場：JA福井県敦賀支店 ※今年度から会場が敦賀支店のみに変更 ※午前、午後各20組までの受け付けとなります。	● 2月16日(木)～2月20日(月) 9:00～16:00 ※土日除く ▶対象地区：粟野地区
	● 2月21日(火)～2月24日(金) 9:00～16:00 ※祝日除く ▶対象地区：東浦地区、東郷地区、中郷地区、愛発地区
	● 3月2日(木)～3月8日(水) 9:00～16:00 ※土日除く ▶対象地区：市内全地区

市・県民税、国民健康保険税の申告について

- ▶できる限り、郵送での申告をお願いします。
- ▶パソコンで申告書の作成ができます。(2月上旬から市HPに掲載予定)
- ▶データ送信はできません。印刷して添付書類と併せて郵送してください。

申告が必要な方

- 令和5年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障害者福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方
- 令和5年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児(予定も含む)の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方
- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に

申告に必要なもの

- 「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 令和4年分源泉徴収票(給与、年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に集計した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書※左ページ「障害者控除」参照)
- 寄附金受領証明書

申告される方へ

- ・37.5℃以上の熱がある方や体調不良の方は、来場をご遠慮ください。
- ・来場の際は、必ずマスクを着用してください。
- ・休日の翌日や午前中は混雑が予想されますので、その他の日の来場を推奨します。

税務署からのお知らせ

自宅でのe-Tax申告のお願い
スマートフォンや自宅のパソコンを使用し、税務署に足を運ばなくても申告できるe-Taxをぜひご利用ください。申告には2種類の方法があります。

- ①マイナンバーカードを使って送信
▼マイナンバーカード、ICカードリーダーライタまたはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
- ②IDとパスワードで送信
▼税務署の確定申告会場では、ご自身のスマホなどをお使いいただき、ご自身で申告書を作成していただきます。

ID・パスワード(お持ちでない方は、事前にお近くの税務署にお越しください。その際、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をご持参ください)。
確定申告書等作成コーナーはこちらから



申告会場について

税務署の確定申告会場では、ご自身のスマホなどをお使いいただき、ご自身で申告書を作成していただきます。

LINE登録はこちらから



混雑緩和を図るため、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布とLINEによる事前配布があります。配布状況などは国税庁HPをご確認ください。

ご不明な点に関する問い合わせ先

申告書の作成でお困りの時は、国税庁HPの「税務相談チャットボット」にご相談ください。

問い合わせ先 敦賀税務署
☎22・1010
チャットボットの利用はこちら



税務署職員・税理士による確定申告出張申告

- 日程
税務署職員 2/24(金)～3/3(金)
税理士 2/27(月)～3/3(金)
- 場所
敦賀市役所1階オープンスペース



確定申告

税の申告で次の控除を受けることができます

社会保険料控除

対象：令和4年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告の際は、領収証書や口座振替の通帳などで納付額を確認してください(納付額の証明書類を添付する必要はありません)。領収証書を紛失された方などは、市で納付額証明書を発行します。年金天引きの方は、日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」で納付額を確認できます。

障害者控除(障がい者控除対象者認定)

障害者手帳等を持っていない方も、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。

対象要件：65歳以上で、要介護2以上の認定者
※要支援2・要介護1の方も対象になる場合があります。
※認定書の発行には1週間程度かかります。

医療費控除

対象：令和4年中に支払った介護費用等

①介護保険サービスの自己負担額の一部(高額介護サービス費などの払戻し分は除く)

申告には「医療費控除対象額が記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。

②要介護認定を受け、おおむね6か月以上寝たきり状態にある方のおむつ代(介護用品支給券での補助分は除く)

申告には「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください。(2日目以降で一定の要件を満たす方については、市で確認書を発行します。)

- ▶債権管理課(国民健康保険・後期高齢者医療保険関係) ☎22-8187
- ▶長寿健康課(介護保険関係) ☎22-8180